

## 児童養護施設から家庭復帰した若者のニーズと支援

### — 家庭復帰を経験した 10 名へのインタビュー調査から —

○ 東洋大学大学院 永野 咲 (7173)

伊藤 嘉余子 (大阪府立大学・3930)、石田 賀奈子 (神戸学院大学・6061)

キーワード：児童養護施設 退所者 家庭復帰

### 1. 研究目的

児童養護施設退所者の厳しい生活実態が明らかとなっており、アフターケアの重要性は言を待たないであろう (永野・有村 2013)。児童福祉法において児童養護施設の業務として位置づけられるアフターケアであるが、依然課題も多い。

その一つとして、家庭復帰後のアフターケアがあげられる。児童養護施設からの退所理由として、「家庭復帰または親族引き取り」が最多の 63.2% を占める (厚生労働省 2008) にもかかわらず、アフターケアに関する先行研究は主に「自活退所」した場合を中心に議論されてきた (伊藤 2010)。児童養護施設から家庭復帰により退所した場合には、特に退所施設とのつながりが途絶えやすく、特有なニーズを持つと想定されるが生活実態やニーズの把握が充分なされているとは言い難い。そこで、本研究では、児童養護施設から家庭復帰の形で退所した場合の①ニーズ、②実施されたアフターケア等の内容、③ケアやサービスに対する希望について明らかにすることを目的とした。

### 2. 研究の視点および方法

本調査においては、主観的評価の価値を尊重し、児童養護施設から家庭復帰による退所を経験した (18 歳時点で家庭に退所した場合も含む) 方 10 名へのインタビュー調査を実施した。年代・地域による施設環境等の差を縮小するため、20 代から 30 代で都市部の施設を退所した方に限定した。調査は半構造化面接により実施し、所要時間は、1 人約 60 分から 90 分、調査者は発表者のみである。調査は、プライバシーを守れる場所にて行い、了解の後 IC レコーダーでの録音を行った。調査実施期間は 2012 年 9 月上旬から 11 月下旬である。得られたデータは、SCAT (大谷 2011) および、質的データ分析法 (佐藤 2008) を参考に分析した。

### 3. 倫理的配慮

本調査では、調査対象者の人権や安全を最優先するよう細心の注意を払った。具体的には、インタビュー前に①研究の目的、②データの匿名性の厳守、③データの目的外使用をしないこと、④情報管理の方法等を書面にて調査対象者に説明・誓約し、同意を得た上で、同意書への署名を得た。また、インタビュー調査中において、気分が悪くなった場合等は調査中止が可能であること、調査後の情報開示についても可能であることを説明した。

尚、基盤となる研究<sup>1</sup>の代表者所属先において大阪府立大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科研究倫理委員会による審査をうけ、調査実施の承認を得ている。

#### 4. 研究結果

分析の結果、得られた3つの概念的カテゴリー(I. 入所の理由、II. 家庭復帰の理由、III. 保護時との成員の変化)を軸にし、調査対象者の家庭復帰のタイプを分類した(表)。その上で、家庭復帰タイプごとの①ニーズ、②実施されたリービ

表 家庭復帰の状況による調査対象者のタイプ分け

		III. 保護時との成員の変化	II. 家庭復帰の理由		
			子の成長	親の希望	施設不適合
I. 入所の理由	養育困難のみ	成員変更あり	B、F	C	
		成員変更なし	A		
	虐待	成員変更あり	D、㉠	E	
		成員変更なし		㉡、㉢	㉣

※アルファベットはID、○囲みのIDは再保護の表示

ングケア(以下:LC)・アフターケア(以下:AC)、③希望するLC・ACについて再文脈化し、詳細を確認した。結果の一つとして、虐待による入所の場合にはACが行われにくく、かつ成員の変更がない場合には、LCも行われにくい可能性が示唆された。

#### 5. 考察 : 家庭復帰経験者が抱える特有なニーズと支援

①虐待問題がある場合の家庭復帰の困難さと支援の不足:虐待問題を抱える場合には、虐待再発の危険性があるだけでなく、LC・ACが行われにくい可能性が明らかとなった。この場合には、特に家庭復帰を「支援の途中段階」と捉える視点が必要である。

②親や家族の課題との直面:家庭復帰後に、親や家族に起こった過去のできごとや自身の生い立ちについての暴露等、親や家族の課題にさらされる可能性が高い。入所中の生い立ちの整理だけでなく、家庭復帰後のアイデンティティの混乱への配慮が必要である。また親だけでなくきょうだい関係を構築し直すことの困難が明らかとなった。施設入所中から、きょうだい関係を維持し、家族としての関係を途切れさせないことが重要である。

③役割の負担:家庭復帰にあたって、子どもが無条件で家庭に受け入れられることは少なく、子どもが家族の維持・調整機能や家事・労働力を担わなければならない可能性がある。家庭復帰によって、子どもが就学の機会を奪われたり、家庭の犠牲にならないよう、子どものウェルビーイングを保障する視点が必要であると考えられる。

<sup>1</sup>本研究は財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究事業「児童養護施設からの家庭復帰ケースへの養育支援における市町村と施設との連携に関する研究～養育支援訪問事業と施設職員によるアフターケアとの有機的連携～」(主任研究者伊藤嘉余子)の調査研究の一部です。インタビュー調査にご協力下さった児童養護施設退所者の皆様に深謝いたします。